

入札参加者各位

書類不備による無効について（注意喚起）

一般競争入札（郵便入札）の入札に当たり、提出された工事費内訳書について、金額などの重要な文字の誤脱により、入札が無効となるケースがありますので、入札される際は、記載内容を複数人で確認するなど、書類不備による無効とならないよう、十分ご注意ください。

【文字の誤脱により無効となる工事費内訳書の項目】

所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、金額、日付(入札日)、工事名

また、工事費内訳書の様式が令和7年12月から変更になりました。

入札金額の内訳として、**材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載することが必要になりました。**

様式の異なる工事費内訳書が提出された場合についても、無効となりますのでご注意願います。

青森地域広域事務組合消防本部庶務課